

商品概要説明書

スーパー定期貯金
(IB金利上乘せ定期貯金)

(令和7年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金 (愛称：IB金利上乘せ定期貯金)
2. ご利用いただける方	・JA個人ネットバンク（JAバンクアプリプラス）利用者のみ
3. 期間	<単利型> ・定型方式 1年のみ ・自動継続（元金継続または元利金継続）とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入とします。 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・店頭表示金利+0.1%とし、満期後は店頭表示金利とする。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割で計算します。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	—
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6ヵ月未満：解約日における普通貯金利率 ② 6ヵ月以上1年未満：約定利率×50%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 この貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

商品概要説明書

スーパー定期貯金
(1B金利上乘せ定期貯金)

11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-2 1-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359） でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所 にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能 です。 福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
12. 取扱期間	・令和7年4月1日（火）より令和8年3月31日（火）
13. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。 ・預入可能日、時間はネットバンクサイト上でご確認ください。ネットバンク 利用サービス時間中となります。

・ ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問合せください。